

第36回復興推進委員会  
議 事 録

## 第36回復興推進委員会

1. 日 時 令和3年3月1日(月) 10:00~11:30

2. 場 所 テレビ会議開催

3. 議 事

(1) 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案について

(2) 意見交換

4. 議事録 次頁以降のとおり

5. 出席委員(敬称略)

伊藤 元重(委員長) 学習院大学国際社会科学部教授、東京大学名誉教授

秋池 玲子(委員長代理) ポストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

岩淵 明 岩手県工業技術センター顧問

鈴木 正晃(内堀委員代理) 福島県副知事

菊池 信太郎 小児科医師、認定NPO法人郡山ペップ子育てネットワーク理事長

白根 武史 トヨタ自動車東日本株式会社代表取締役会長

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

高橋 達也(達増委員代理) 岩手県東京事務所長

田村 圭子 新潟大学危機管理本部危機管理室教授

災害・復興科学研究所(兼務)教授

中田 スウラ 福島大学人間発達文化学類教授

松本 順 株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO

千葉 章(村井委員代理) 宮城県東京事務所長

○伊藤委員長

おはようございます。ただいまより、第36回「復興推進委員会」を開催いたします。

新型コロナウイルス対策として、本日の委員会はテレビ会議方式により実施させていただきます。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、内堀委員、大山委員、達増委員、中田俊彦委員、村井委員、若菜委員が御欠席です。

なお、復興推進委員会運営要領第3条第1項に基づきまして、鈴木副知事が内堀委員の代理人として、高橋岩手県東京事務所長が達増委員の代理人として、千葉宮城県東京事務所長が村井委員の代理人として、それぞれ本委員会に出席することを承認いたします。

本日御出席していただいております政府側の出席者を紹介させていただきます。

平沢復興大臣です。

亀岡復興副大臣です。

横山復興副大臣です。

岩井復興副大臣です。

吉川復興大臣政務官です。

三谷復興大臣政務官です。

佐藤復興大臣政務官です。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は事務局より、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案について説明をいただき、各委員から御意見をいただきます。

それではまず、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○開出統括官

復興庁統括官の開出と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案につきまして御説明申し上げます。

資料は2種類ございまして、資料1-1が概要の紙となっております。資料1-2が本文ということでございます。概要の紙を中心に御説明申し上げます。

資料1-1の上段にございます枠囲みの部分でございます。現行の基本方針は、令和元年12月に閣議決定を行っております。「復興・創生期間」後におけるとございまして、平成28年度から令和2年度までの5年間で「復興・創生期間」としておりますけれども、その後における東日本大震災からの復興の基本方針という表題になってございます。

この4月、令和3年度から令和7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」として

ございますので、今回、基本方針の名称につきましても、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行うことを予定しております。

「改定後の主な内容」ということで以下に記載してございますが、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域の2つの部分に分けて基本方針が現行は定められておりまして、今回もその区分に応じまして記載しているところでございます。

1点目の地震・津波被災地域におきましては、「被災者支援」につきまして、心のケア、コミュニティー形成、子供への支援等につきまして、被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続するという記載ぶりとなっております。

「住まいとまちの復興」につきまして、まず、災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業につきましては、これまで復興交付金事業で対処してまいりましたが、交付金廃止に伴いまして、別の補助事業により支援するという内容となっておりまして、補助率かさ上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅の管理開始後10年間継続するという内容となっております。

沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用につきまして、計画から活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応することとしまして、政府全体の施策の総合的な活用を図りながら、被災地方公共団体の取組を後押しするとしてございます。

右上の「産業・生業の再生」についてであります。

まず、東日本大震災事業者再生支援機構等による二重ローン対策についてでございますけれども、販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組むということとしております。

また、水産業の支援につきまして、被災地の中核産業である水産業につきまして、漁場の瓦礫撤去等による水揚げ回復でありますとか、水産加工業における販路回復・開拓、とれる魚種が変わってきているということを踏まえまして、加工原料の転換等の取組を引き続き支援することとしております。

また、「地方創生との連携強化」といたしまして、人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要であるという認識の下、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図るとしてございます。

2枚目、原子力災害被災地域における取組でございます。

まず、「事故収束（廃炉・汚染水対策）」に関しまして、ALPS処理水につきましては、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策を含め、適切なタイミングで結論を出すとしております。

また、「帰還・移住等の促進、生活再建等」につきましては、まず、避難指示解除地域における移住等の促進ということで、従来から取り組んでおります帰還促進と併せまして、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、新たに交付金を活用し地方公共団体や移住・起業する個人を支援するという取組を盛り込んでいるところでございます。

また、避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備といたしまして、社会資本整備総合交付金（復興枠）によります総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続するとしております。

帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組につきましては、特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備するとしております。同拠点区域以外につきましては、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化するとしております。

右上の「国際教育研究拠点の整備」につきましては、福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設するとしてございます。昨年12月の復興推進会議決定において基本方針が定められておるところでございますけれども、その決定に基づき推進するという事を併せて記載しております。

「営農再開の加速化」につきましては、福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援するとしております。

「風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」につきましては、被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進するということに加えまして、食品等に関する出荷規制等について、発災から10年がたち、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、科学的・合理的な見地から検証を行うとし、検証結果等について、分かりやすく情報発信するとしております。

また、下の左でございますけれども、事業規模と財源につきましては、昨年決定いたしましたフレームに従いました財源規模を明記するとともに、右下でございますけれども、組織につきましては、復興庁の設置期間の延長、岩手・宮城の復興局の位置変更、ノウハウの活用のため復興庁に担当組織を設け、関係機関と知見を共有するという内容を盛り込んでいるところでございます。

概要紙の資料1-1は以上でございますが、資料1-2の本文の中で、若干本文を御覧いただいたほうがよろしいと思われる部分につきまして説明させていただきます。資料1-2のワードの文章になります。

3ページをお開きいただきまして、被災者支援の関係でございます。中段から下のほうの「② 心のケア等の被災者支援」という部分でございますけれども、「発災から10年が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いがあり、被災者一人ひとりが直面している課題は、様々に異なっている。また、被災者を取り巻く社会情勢も変化する中であって、被災者が地域社会から孤立することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建することができるよう、引き続ききめ細かな支援が必要である」という認識の下に、コミュニティ形成、高齢者をはじめとする被災者の心身のケア、生きがいつくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子供への支援、これらにつ

きまして、事業の進捗に応じた支援を継続するとしているところでございます。

また、1枚めくっていただきまして4ページ、「③ 被災した子どもに対する支援」といたしまして、教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援につきまして、事業の進捗に応じた支援を継続するとしているところでございます。

ページを飛んでいただきまして、原子力災害被災地域のパートの7ページでございます。

冒頭でございますが、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、「第2期復興・創生期間」以降も引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うという基本認識を記載しつつ、各施策の展開について記載しているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、8ページになります。

2つ目のポツでございます。多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについてでございますけれども、「地元を始めとした関係者や広く国民の意見を聞いてきたところである」として、「先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論を出していく。併せて、処分方法にかかわらず、国内外の様々な方に丁寧に説明することも含め風評影響を最大限抑制するよう政府全体で全力で取り組む」としているところでございます。

またページを飛んでいただきまして、12ページになります。

12ページの3番目のポツでございますけれども、「帰還困難区域については、『たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む』との決意の下」といたしまして、6町村の特定復興再生拠点区域について、各区域の目標期間内における避難指示解除に向けて、国、県、町村により適切に進捗を管理しつつ、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進めるとしております。

また、一番下のポツでございますけれども、特定復興再生拠点区域について、一部の町村では令和4年春頃の避難指示解除を目標として整備が進められる中、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。個別に地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むという内容としているところでございます。

最後、15ページでございますが、「⑤ 国際教育研究拠点の整備」につきましましては、先ほど概要で申し上げましたような考え方の下、「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点を新設するとしているところでございます。また、その実現に向け、復興推進会議決定でございます「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、推進するとしてい

るところでございます。

本文部分で補足で御説明申し上げる部分を含めまして、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

最初に3県から御報告、御意見を願います。

初めに、福島県の鈴木副知事、願います。

#### ○鈴木福島県副知事

皆様には日頃より福島の復興に御尽力いただきまして、ありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

それでは、資料2-1で御説明いたします。

まず、1ページを願います。

2月13日に発生しました東日本大震災の余震は最大震度6強を記録しておりまして、県内各地に大きな被害が発生しております。地震発生後、福島県から要望した事項を踏まえまして、先週金曜日、政府において被災者生活再建支援金の支給、中小企業向けのグループ補助金、さらには、東日本大震災で被害を受け、コロナ禍でも影響を受けている事業者への定額補助など、今般の実施に係る重要な支援策をスピード感を持ってまとめていただきまして、改めて感謝を申し上げます。度重なる災害に見舞われる中、復興に向け、希望が失われることがないように、これらの支援策等を速やかに活用しながら、今回の地震からの復旧・復興に取り組んでまいりたいと考えております。

2ページを願います。

今回、基本方針の改定案が告示されたわけでありまして、その上で6点申し上げたいと思います。

「1. 福島イノベーション・コースト構想の推進」でございます。国際教育研究拠点につきましても、新たに設置された関係省庁会議に福島県からも参画し、福島ならではの課題や研究内容について議論を重ね、広域自治体としての役割をしっかりと果たしていく所存でありますのでよろしくお願いいたします。

「2. 避難地域の復興・再生」でございます。地域により復興の進捗は異なっておりまして、復興のステージに応じた課題に直面しております。帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口拡大に取り組む必要があります。帰還困難区域につきましても、除染・家屋等の解体を含む具体的方針を早急に示し、区域全体の避難指示解除について責任を持って対応していただきたいと思います。願っています。

「3. 風評・風化防止対策」であります。まだまだ多くの分野において風評の影響が根

強く残っております。新型コロナの影響により、福島を伝える情報量が減少し風化も加速しております。ウィズコロナなどを踏まえた福島らしい情報発信を行っていく必要があると考えております。

3 ページをお願いします。

「4. 原子力発電所事故への対応」でございます。中間貯蔵施設につきましては、法律に定められました搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されますよう、国は責任を持って取り組んでいただきたいと思いますと思っております。ALPS等処理水の取扱いにつきましては、県内外の様々な意見等を踏まえながら、国の責任において慎重に対応方針を検討していただきたいと思いますと思います。

「5. 新産業の創出・生業の再生」であります。「福島ロボットテストフィールド」をはじめとする拠点施設を最大限活用し、新産業の創出と被災地域の産業の再生につなげていく必要があります。

「6. 農林水産業の再生」でございます。新たな県オリジナル米「福、笑い」をはじめとしました、「ふくしま」ならではの農林水産物のブランド確立が不可欠であると思っております。

4 ページをお願いします。

震災から間もなく10年が経過いたしますが、福島県はまだまだ復興の途上でございます。

さらに、今後の復興は、喫緊の課題であります新型コロナウイルス対策など、これまでになく複雑で多様化する課題を踏まえて取り組んでいく必要があります。

「福島の復興は長く厳しい戦いとなる」という認識を政府・市町村・関係の皆さんと共有し続けることが大切であります。

福島県としましては、第2期復興・創生期間においても、復興の基本方針をはじめ、福島特措法に基づき作成する福島復興再生計画及び令和3年度以降の福島の復興への取組を示す次期復興計画などの下、直面する様々な課題に果敢にチャレンジし、国、市町村との連携を密にしながら復興を加速化していく考えであります。

今後とも、大臣をはじめ、皆様には引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、岩手県の高橋所長、お願いいたします。

○高橋岩手県東京事務所長

岩手県東京事務所長の高橋でございます。

本日は、知事及び副知事が出席できないため、代理出席をさせていただきます。



委員の皆様や復興庁におかれては、東日本大震災津波からの復旧・復興に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

まず、先ほどの議題で御説明いただきました復興の基本方針の改定についてでございますが、この方向性については、本県と課題認識が共有されていると考えており、賛成するものであります。

続いて、本県からの報告事項であります。今回は、発災から間もなく10年を迎えるという時期でありますので、10年を振り返るという観点から御説明させていただきます。

それでは、資料2-2の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

岩手県では発災直後からこれまで、東日本大震災からの復興に当たり、国連で採択されたSDGsにも共通する「誰一人として取り残さない」という理念の下、本県の総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」において基本目標を、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」としながら、復興の2つの原則として、「被災者一人ひとりの幸福追求権を保障すること」「犠牲者の故郷への思いを継承すること」、目指す姿として、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を掲げ、被災者一人一人に寄り添いながら、オールいわてで復興に取り組んできました。

次に、資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

この10年、本県では、復興を推進するために様々な取組を実施してきたところでありますが、これらを振り返ってみると、SDGsに沿った形になっていると考えております。

例えば、資料の一番下の【復興推進体制】に「女性の意見の反映」という項目があります。本県では、漁協やNPO、被災地にIターンした方など、様々な分野で活躍する女性から成る女性参画推進専門委員会を設置し、頂いた意見を、女性や若者などによる新たなビジネスの立ち上げに対して支援する事業の創設などといった県の取組に反映してきたところでありますが、SDGsの5「ジェンダー平等を実現しよう」につながる取組であると考えております。

これらの取組を進めてきたことにより、資料の3ページ目に記載しているように、特にハード面での成果が現れております。応急仮設住宅に入居している全ての方々が、年度内に恒久的な住宅に移る見通しとなるなど、復興は着実に進んでおります。

一方で、資料の4ページ目に記載しているように、10年近く経過してもなお課題が残されているところであります。例えば、【暮らしの再建】における被災者の心のケアの継続的な対応、【「なりわい」の再生】における主要魚種の不良や、コロナ禍により大きな影響が生じている事業者への支援が必要となっております。国においても、来年度以降も第2期復興・創生期間として、復興に着実に取り組むこととしていただいているところであり、被災者支援やなりわいの再生といった中長期的な対応が必要な課題に対し、継続的に取り組んでいただくようお願いします。

引き続き、変わらぬ御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、宮城県の千葉所長、お願いいたします。

○千葉宮城県東京事務所長

宮城県東京事務所長の千葉でございます。

本日は、村井知事が県議会開会中のため出席できませんので、代理出席させていただいております。

委員の皆様、復興庁の皆様には、震災からの復旧・復興に御尽力いただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

また、先月の福島県沖を震源といたします地震に際しましては、早速、関係省庁が一体となって支援策を取りまとめていただき、厚く御礼申し上げます。

宮城県からは、基本方針の改定に際しましては特に異論はございませんが、関連して報告をさせていただきます。

初めに、資料2-3の上段、「『宮城県震災復興計画』の検証」についてであります。震災の発生からこれまで、国や被災市町とともに全力で復旧・復興に取り組んできた結果、現時点で港湾や漁港、防潮堤の整備等で工事未了の箇所がございますが、道路や橋梁、病院、学校といった生活に密着した公共インフラの整備や災害に強いまちづくりなど、ハード面での取組についてはおおむね順調に進捗し、完了の見通しが立っている状況でございます。

一方で、被災された方々の心のケアの相談件数が高止まりし、中学校の不登校生徒数も全国トップの状況が続いております。また、応急仮設住宅から災害公営住宅等に移った方々が地域コミュニティーを形成できない、失われた販路が回復できない、震災を知らない世代が増え教訓が伝えにくくなっているなどの課題もあります。このため、心のケアや地域コミュニティーの再生、さらには、販路の開拓、震災の教訓の伝承など、ソフト面で中長期的な対応が求められております。

次に、資料の中段、「第2期復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業」についてであります。ただいま説明いたしました課題等を踏まえまして、本県では、第2期復興・創生期間において、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」として、4つの取組分野を掲げております。

具体的には、1 生活再建の状況に応じた切れ目のない支援、2 回復途上にある産業・なりわいの下支え、3 福島第一原発事故被害への対応、4 復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承であります。本県といたしましては、地域ごとの状況に配慮いたしまして、一つ一つの課題に応じた丁寧なサポートをしてまいりたいと考えておりますので、

皆様には引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

宮城県からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、御意見がある方はチャット機能を利用して発言をお願いいたします。あるいは、皆様のお顔もこちらから見えますので、手を挙げていただいてもよろしいかと思えます。

それでは、岩渕委員、お願いします。

○岩渕委員

どうもありがとうございます。

復興推進委員会の委員を今期で終わりということで、今日が最後になりますので、少し意見を述べさせていただきたいと思えます。

当初、「創造的復興」ということでスタートして、その後、「新しい東北」ということで、私も8年間、いろいろと議論に加わってきたわけでありまして。振り返ると、これは自分の意見でもあり感想でもあるのですが、その復旧には非常に努力をしてきたということが分かるのですが、32兆円規模で「創造」というのはどこに入ったのかなというところが非常に見えないところがあります。

例えば、教育関係でいうと、ふたば未来学園とか、専門高校もこの間行ってきたわけで、いろいろと新しい取組ということなのですが、全体として東北地区が復興して日本の課題先進をきちんと解決した解を出しているのだろうかと思うと、復旧で止まっているような気がするということです。後期の5年あるいは10年という復興庁の継続では、「変わった」という意識が持てるようになることを期待します。一番思うのはそういうところでありまして。

あとは細かいところで言いますと、基本計画の最後のほうに、これまで10年間の経験とかをきちんと行政機関の中で共有していくのだということの文言が書かれたということは非常に重要なことで、この10年間の取組がいろいろな意味で、コロナ禍を含めればコロナも入るのですが、自然災害の中でどう我々が、国民がどうか、政府がどうか、主語が曖昧ですけれども、やはり次につながっていくという姿勢を示されたということは非常にいいと思えます。

それから、関心があったのが国際教育研究拠点形成なのですが、前回の委員会で12月中に構想をきちんと出しますということなのですが、今日の文面を見ていると、今後推進していくということでタイムスケジュールがないなど。6つの分野等が書かれているのですが、いつまでにやるのかということが非常に見えにくいところがあるかと思っております。

それから、アーカイブの問題も、非常に積極的に国会図書館の「ひなぎく」のアーカイブ活用ということで、これは予算措置がないとなかなか難しいと思います。

それから、基本計画の最後のほうに、19ページの発信の中で「2020年東京オリンピック」と書いてあるのです。もう2020年を過ぎていて、だから2021年の東京オリンピックなのか、昔の文言をそのまま引きずってコピーでやっていれば2020年なのだけれども、2021年だよなと思ったりしています。

最後ですが、ちょっと長くなってすみません。いろいろとハードをつくってきたのだけれども、3県からも、今後ハードの維持費というものをどう考えるかというところがちょっと見えないところがあります。陸前高田の追悼公園なんかも非常にきれいなのですが、多分、3年、4年とたっていくにつれて、維持が地域ではできなくなるのではないかと、やはりきちんと予算的なものもケアしていくという方針がないと、地方はかえって大変になるのかなと。5年後、10年後です。そういうことを感じたところです。

以上です。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、松本委員、お願いします。

#### ○松本委員

松本でございます。

私も岩淵先生と同じように3月5日でしたか、退任というふうに先日伺いましたので、今回で最後ということもあり一言申し上げたいことがあります、もう少し具体的な話でございませう。

震災から間もなくちょうど10年という、本当の意味での節目を迎えるということなのですが、しかし、残念なことに、世の中全体がコロナの問題の対応に追われる中で、10年の節目においても大きなイベントを開催したり、象徴的な大きな施策を打っていくことが非常に難しい状況にあると理解しております。

そんな中で、被災者のセーフティーネットにとどまらない、ある意味で創造的な産業経済面での象徴的な施策をぜひ打ちたいところであると思います。これは一つのアイデアなのですけれども、今後、ワクチンの普及も進んでいって、コロナの感染が一定程度抑制され、医療の逼迫の解消といったようなことが前提とはなると思うのですが、その先に、日本国内各地から海外への渡航、または海外からの渡航、これが実質的に再開される。

そのときに東北について、国内の他の地域に先駆けたタイミングで、特に台湾のような、台湾は東北と縁が非常に深いわけですし、コロナの感染抑制も大変うまくいっている地域ですけれども、台湾との相互交流、これを国内の他の地域に先駆けて再開するといったことを、ぜひ政府としてお考えいただけないかと思っております。これはお金がかからない

施策ということになります。お金をかけずに東北の交流人口を拡大するという効果が見込めますので、ぜひ御検討いただけますようお願いいたします。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、白根委員、お願いします。

○白根委員

白根です。

私も先ほどのお二人の先生方と同様に8年間お世話になりましたが、今回で終了ということで本当にお世話になりました。

振り返ってみますと、復興ということでスタートして、その当時はまずインフラから国を挙げてやっていたいただきました。10年経った今振り返ってみると、それぞれの被災地でも既にそれぞれの首長は、もう自分たちで立ち上がる時期が来たのではないか、しっかりと自分たちで地に足をつけてもう一回頑張っていくぞ、という思いで旗を振られておられると感じています。

そういうことも含めて、先ほどの福島の国際教育研究拠点も一つですが、いろいろな意味で新たななりわいを、やはり東北各地に呼び込むということを何とかして引き続き国のほうでも御支援をお願いしたいと思います。それとともに、農業、水産業、これは東北にずっと歴史的に残っているなりわいがございますので、それをさらに再エネを使った新しい野菜工場、あるいは水産加工の効率の向上等をサポートしていただければありがたいと思っています。

復興庁におかれましては、国の縦の組織を横串に刺していただいて、いろいろな観点からの議論と対策を打っていただいた本当に唯一の組織であったなと振り返っております。これからもぜひ、まだ先は長いですが、自らの足でもう一回立ち上がるぞと、皆さんがそういうふうにとそろそろ思われていますので、ぜひその追い風になって進めたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、田村委員、お願いします。

○田村委員

東日本の復興は、10年間、チャレンジの連続であったと評価できるのではないでしょう

か。というのは世界でも人類史上、七大ワースト地震ですので、そこからの復興というのは世界でも着目をされています。被災者と関係者の皆様の不断の努力に敬意を改めて表したいと思います。

まず1点目は、先日、大きな地震がまた被災地を襲い、実際に多くの被害が出ており、新しくまた地震が起こることによって、東日本大震災の被災地の皆さんは当時を思い出されることが多く、一定程度癒えてきた被災者の心に、新たにストレスがかかるということが、過去の地震災害事例でも知られています。ですので、ここまで、心のケアが進んできたにも関わらず、ちょっと巻き戻ってしまったという意識を忘れずに、もう一度被災者の心のストレスに向き合う必要があります。

2点目は、ハード復興が出揃って、目に映る景色としての被災地というのは随分和らいたのではないかと思います。過去の被災地を見ても、10年たってくると訪れる人も少なくなってきた、被災者の皆さんは孤独感を味わわれるということが多くなっており、東日本大震災に関しては、特にコロナ感染症の影響があって、ただでさえそういったものが加速しているのではないかと思います。よって、被災者の皆様方のお気持ちを酌み取る意味としても、次の災害に備える意味としても、やはり国民運動として「被災地を忘れない」「東日本大震災の教訓を忘れない」という運動をぜひ立ち上げていただく必要があるのではないかと。そして、被災者の皆様には自助的な心のケアの観点からも、「発信」ということに積極的に参画していただくことが非常に意味のあることです。

3点目は、どうしても今後は個人や世帯の復興の速度というものにますます差が出てくると思いますので、厳しい方にはこれまで以上に手厚く、一方で「私はもう被災者ではない」とお考えの方たちをいつまでも被災者として処遇するということがよいかという面もありますので、もう被災者ではないという方たちに対しては、新たな世界を見て、新たな人生を見ながら進んでいけるような対策を、一般の施策の中で、どう盛り上げていくか、ということ工夫するのも、復興の次の視点になっていくのではないかと思います。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、菊地委員、お願いします。

○菊池委員

お世話になります。

8年間、私も様々なところで大変勉強させていただきましたし、お世話になりました。ちょうどもうそろそろ10年目ということで、幾つかの振り返りをしているのですけれども、最初に復興推進委員会に出席させていただいたときに「新しい東北」をつくるということで、5つの目標の1番目の柱で子供の成長というのをに入れていただいたことは大変ありがたく思いました。こういった災害のときのいわゆる災害弱者は子供とお年寄りと言われて

いる中で、子供のことを1番目に挙げていただいたことが大変大きかったかと思います。その結果、様々な施策が行われ、また、今に続いているいろいろな事業が行われていることには、本当に感謝申し上げます。

ただ、10年経って、さて、子供の復興はどんなふうに進んだのかということを改めて客観的に見直しますと、まだまだ復興というか、先ほど、委員のお話にもありましたが、復旧の段階で終わっている可能性があるのではないかなと思うことが多くあります。例えば、心の問題です。震災を契機にまだまだ心の事情で学校に行けないお子さんがいたり、また、震災がきっかけで病気になってしまったりしたお子さんがまだ治っていないという事実もあります。

それから、東北6県、主に福島、宮城、岩手でよく言われている肥満のお子さんも震災前の水準には戻っておりませんし、体力、運動能力が低下したということも震災の前の水準には戻っていないという事実があります。

さらに、震災以降に生まれたお子さんにおいても、例えば、落ち着きがない子、または発達障害ではないかということが疑われるようなお子さんが非常に増えている。これは数字では分からないかもしれませんが、現場の関係者はみんな口々にそのようなことを申しえています。

今回の東日本大震災の被災者は、子供からお年寄りまでの全ての人でありますので、その子供の復興というのがどういう感じではたされてきたかということ、もう一度検討する必要がありますのかなと思っています。

さらに、約1年前からコロナのことがありまして、福島においては震災からまだ10年たっていない中でさらに大きないわゆる災害に見舞われました。ダブルパンチというわけではないのですが、国内の中でも特に福島は非常に大きな影響を受けているのではないかと思います。

さらに、2月13日の夜の地震で、現地の人には動揺がかなり広がっているのも事実です。やはり被災というのは被災をした人しか分からないことが沢山ありますし、被災した人もうまく表現できていない様々なストレスもありますので、これは日本全国どこでもそうかもしれませんが、被災した方が本当に持っている問題点や悩みだったり課題をやはり拾い上げていただき、そしてそれを解決できるような方策を今後も取っていただければ幸いかなと思っています。

最近の復興庁の事業は、どうしてもなりわいの再生とか新しい産業とかということで、子供のことがちょっと見えなくなっているのが非常に残念でありましたけれども、今後も、被災地域においては子供がいるということは重要な要素ですので、ぜひその辺も忘れずによくお願いしたいと思っています。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、秋池委員、お願いします。

○秋池委員長代理

私も今回が最後となりますので、今までのことも思い出しながら意見を申し上げたいと思います。

本当にこの期間、復興庁の皆様、それから、地域の自治体の皆様には大変な御努力をしていただきましてありがとうございました。いつもここでの議論も非常に充実していたと思っております。

視察等では復興庁や自治体の皆様のみならず、民間のお立場から様々なお取組をされている皆様にもお会いできたということで大変勉強になりましたし、委員の先生方の様々な御意見からも学ぶことが非常に多くございました。ありがとうございました。

震災から10年目を迎えるということで、昨年度には復興庁の取組、復興の取組についてのレビューの委員会をやらせていただいたのですけれども、改めて振り返りますと、非常に多くのことがなされてきたと思います。

一方で、ハード面は計画を立てて真面目に取り組めば進んでいくわけですが、心のケアといいますか、ソフト面、例えば事業を創出するということであったり、それから、いまだ様々な意味で苦しんでおられる方たちへのケアということ、あるいはその方たちの心の復興ということは、まだまだ終わるところがないのだと思っています。それらと同時に、地方では人口が減っていくということもありまして、人口減や過疎化の中で、どうやって今まで取り組んできたことを維持できるのか、検討が必要です。先ほど御自分達の方でというお話もありまして、そういうお気持ちも大切にしながらそれを支援していくということも大事だと思っています。

あわせて、この震災の経験が長い時間を経ても忘れられないよう伝承されていくということも重要です。また、今回、公的機関に残った取組の方法とか連携の仕方といったものもぜひ残していただければと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、中田スウラ委員、お願いします。

○中田スウラ委員

それでは、お願いします。

私も任期が最後ということになりましたので、少しお話しさせていただきたいと思いま



す。

東北3県の被災状況、各地を視察させていただきながら多くの経験、それから、状況に関する学びをさせていただいたことは本当にありがたく感じております。その上で、子供の教育であったり、地域の再生に向けて教育がどういう役割を果たしていけるのかということについて考えてきたということになります。その点に関しましては、改めての基本方針の案の中にも丁寧に書いてくださっていて、地域の実情、これがいろいろ各自治体によって変化してきていることを踏まえて、より丁寧に対応する必要があるということをお指摘いただいているのは本当にそのとおりでと思います。

東北3県の中でも、宮城、岩手等の津波による被害、学校移転、そして、子供の教育への影響というものと、それから、福島県の浜通りを中心とする子供たちの影響というのは、同じになかなか語るところができない部分もあると思います。

御存知のように、双葉郡の学校の状況を踏まえてみても、方針の中にも書かれていたけれども、子供たちの帰町、帰村というのがなかなか難しい課題を抱えている地域もあります。双葉郡の8町村を考えると、3段階ぐらいあるのかなと思います。例えば、原発に近い地域と南のほうの地域ですね、そこだけを捉えてみても、やはり地域状況は随分違ってきています。その中でも先行して地元に戻って学校を再開し、一定の児童生徒数を回復しつつある地域と、それから、ようやく地元に戻って学校を再開し始め、その運営に努力しなければいけない地域、さらに、これから地元での学校再開を計画している地域など、自治体によって目の前にある問題はやはり同じには語れないなと思いますが、今言ったようなタイプを捉えてみても、それぞれの地域で経験値はそれぞれ違いますから、その経験値を8町村の中で共有し対応していくということも、これからさらに必要になるのではないかと思います。

どうしても自治体の状況が、フェーズがそれぞれ違いますので、目の前の課題に追われてしまいがちになるのですけれども、先行した経験を財産として全体で共有するシステムをこれからもどうやって維持していくのかということがとても大事になるのだらうと思います。この点は、福島県内だけにとどまらず、被災3県の状況を共有しながら、そうした新しい地域・学校づくりにつなげていくということが大事だらうと思いますし、そのサポートシステムを今後ますます必要としていくのではないかと考えています。

これは、学校に対する教員の加配とかスクールカウンセラーという部分だけではなくて、地域の教育力をどうやって高めていくかという問題にもつながっていると思います。双葉郡の移住者とか交流人口を増やしていくということが一つ掲げられていますが、それも大事だと思います。ただ、その方々と一緒にどうやって地域のコミュニティーを再生させていくのか、そのコミュニティーの基盤の上に学校教育というのがありますから、学校教育の充実とともに地域住民の生涯学習であったり社会教育であったり、そうしたコミュニティーを支える力をどうやって蓄積していくのかも大事な課題です。住民相互に集まれる場所とか、それから、相談する施設というところもなかなかないとは思いますが、そ

うした観点もとても大事になるのではないかと思います。

文科省自体も、学校・家庭・地域の連携・協働ということが大事だと指摘し、地域学校協働本部の推進ということをやっているわけですが、それに応える基盤を双葉郡の中にどうやってつくっていくのかという事がとても大事に思われます。新設される学校の中にはそのことを配慮した、地元の方々と子供たちとの交流施設、交流スペースというものを新しい学校の中にビルトインしていますので、それらを活用しながら、以前からいる住民も、新しく移住してくる住民も、戻ってきた住民も、交流しながら子供たちの教育を支え自らも成長していくシステムというのがとても大事になります。どうしても子供たちの数で捉えれば大きく回復されている状況とは言いがたい面がありますので、そうした少子化の子供たちを地域がどうやって支えていくかが大事なポイントです。NPOであったり企業の方々の協力を交えながら、コミュニティーの再生とコミュニティーの教育力を上げていくというのがとても大事になると考えておりますので、その視点、そこへのサポートというのもぜひお願いしたいと思います。

ハンズオン支援事業ということが言われていますけれども、経営的視点だけではなく教育的視点においても、そうした教育関連の専門家の支援という事も大事にしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、そのような状況の中でも双葉郡の中に新しいアクティブ・ラーニングであったり、新しい教育改革が進んでおります。それから、新しい試練に取り組んだ地域の経験値が財産として蓄積されていますので、それを社会的に価値づけ全国に発信し、世界に発信していくという取組も併せて計画いただきたい。そうした取り組みを通して、双葉郡、そして宮城、岩手の被災経験者が自らの経験を価値づけ、それを自らの成長や地域の成長につなぐ役割というのを自覚できるようになりますので、そういう仕組みもぜひ検討いただければありがたいと思っております。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。本当にありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

白波瀬委員、何かございますか。

○白波瀬委員

よろしくお願ひいたします。接続ミスで時間がかかりまして失礼しました

これまでの10年ということで、特にハードにつきましては大変見えやすい形での進展があったと思います。

その一方で、委員の方々からも御指摘がありましたように、それを使う側の人の問題が長期化し、深刻化しました。ただ、ハードな面の修復は重要なのです。個々人の生活云々ということでありましたら、やはりハードなくしてというところもあります。そこだけが

強調されるというのは誤解を招きやすいのですけれども、ただ、やはり今回の被災につきましては復興特別税が立ち上がりまして、財源確保という点で本当に世界的にも珍しい形で国全体が一丸になった復興が進んできました。これを一つのモデルとして進めてきた意味はやはり非常に大きいと思います。

言い換えれば、これからの10年が突きつけられている問題というのも非常に大きいというふうに実感しております、そういう意味では、委員の先生方からもありましたように、「ひと」の問題というのが長期化しますので、どう向き合っていくのかというのは、ハードとソフトからのアプローチを組み合わせ創造的な取組が求められるところです。日本からの復興モデルとして世界が注目されています。今回のコロナ禍において個々の国の中でのそれぞれの問題がグローバルな意味で見えやすくなっており、日本からのモデルというのはやはり世界的にも関心は高く、日本から発信すべきことの重要性が高いと思います。日本の国のみならず、日本の外も巻き込んだ形でこれからの10年、あるいは未来に向けての厳しい課題に向けての対応を展開していかなくてはいけないと感じます。

特に子供ということになりますと、被災の経験を抱えてこれからの長い人生を進んでいくこととなります。あとは、こういう経験がない、戦争についてもそうですけれども、同世代の子供たちも巻き込んだ形での発展は鍵となります。ひとへのケアを創造的にどう展開していくのかというのが、次の大きな課題のような感じがしています。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

本日も様々な意見をいただきまして、復興庁におきましては、これらの意見を踏まえて復興に取り組んでいただきたいと思います。

なお、現在の委員による復興推進委員会は今回が最後の開催となります。せっかくの機会でもございますので、もしさらに最後に御発言になる委員がいらっしゃいましたら追加的に発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。皆さん、最後の会議だという枕言葉からのお話だったので、もう大体のお話はされたのかもしれないのですが。

では、田村委員、お願いします。

○田村委員

ぜひ委員長の御意見をお聞きしたいです。

○伊藤委員長

10年間ということですよ。

○田村委員

はい。

○伊藤委員長

なかなか一言で言うのは難しいと思いますけれども、最初にこの会議が始まった時点では、先ほど岩淵委員がおっしゃったのだらうと思うのですが、「新しい東北」をどうやってやっていくのかということをお我々は議論するし、現場を見させていただくということで、非常にある意味で大きな期待感を持ってやってきたのですが、現実にはやはりなかなか現実の復旧ということに追われて、当初こんなことができたらいいなと思ったところについて十分にできていなかったのかなということでもじくじたる思いがあるのですけれども、逆に言うと、それだけ復興の前の復旧の課題が重いものであったということをお改めて認識したのだと思うのです。

私の不勉強だったのかもしれませんが、最初の段階ではやはりあまりにもハードの破壊が非常に激しく我々の目に迫ってきたものですから、時間がたつにつれて心のケアの問題だとか、あるいはそういうソフトの問題がこれほど重要な問題として出てくるというのは、やはり最初の段階ではここまで想像できなかったということで、これは大きな反省点だらうと思います。

ただ、そういう中を通じて、場所によってももちろん違うのですけれども、被災地が経験したことというのは、いろいろな意味で日本のこれからを考える上でもいろいろな参考になるというか、日本と同じ問題に直面しているという、我々が最初に設定した問題意識は間違っていなかったと思いますので、この段階ですぐにというわけではないのかもしれませんが、もう一回いろいろなこれまでの10年を振り返って、私は私なりに整理して、これから先の方向にいろいろな形で発信できていければと思います。

答えになったかどうか分かりませんが、今、そういうことを感じております。

ほかにどなたか御発言はありますか。

白根委員から御発言があるようですね。どうぞ。

○白根委員

再びすみません。

先ほどちょっと話に出ましたので、かつて皆さんと一緒に訪問させていただいたふたば未来学園の卒業生を、今年になって3人目の人がうちの会社に入ってもらっています。

そしてこの前、最初に入った人、2人目と一緒に話を聞く機会がありましてやっていたら、さっき菊池さんも言われていましたように、2月13日の夜の地震です。そのときに彼は福島の実家へたまたま帰ってしまっていて、彼は兄弟が多くて11人兄弟の7番目だと言っていたのですけれども、たまたま自宅の大きな風呂で小学校4年生の一番下の弟さんと一緒に風呂に入っていたときにあの地震が来た。やはり怖くて、思わず小学校4年生の弟を

風呂の中で抱きしめたと行っていました。それほどやはりあのときの思い出が深く刻まれて、本当にこれは大変なんだなというのを改めて私は感じました。

一方、彼は今、うちのエンジン製造課の若手の技術員としてAIなどの新しい仕事をものすごく積極的に勉強してくれています。先ほども話しましたように、過去の思い出はある中でも新たな挑戦、新たな自分の目標に対して一生懸命若い人が頑張っているという、この象徴を垣間見たような気がしました。ですから、ぜひそれをこれからも伸ばしていけるように、国のほうでも引き続きよろしくお願ひしたいなということで、一つの事例で申し上げました。

ありがとうございました。失礼します。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

ほかに御発言はどなたかありますでしょうか。

では、中田スウラ委員。

○中田スウラ委員

先ほど十分伝えられなかったなと思うことですが、地域のコミュニティーを再生させていくときに、後継者になる子供たちへの教育が大事になるという視点は浮上してきています。ただ、その子供たちを育てていく住民、大人、保護者、それから新しい事業者、この人たちのコミュニティー、連携の輪というのがとても重要になってきており、そこが育っていくことが大事。

ですから、地域を再生していく現在の主体者、それから、将来の主体者、これが両方育っていく環境をどうつくっていくのかということにもぜひ視点を置いていただきたいというのが、先ほど私が言いたかったということになります。成人教育の場面も含めて、子供たちの教育と同時に考えていくことが大事になります。地域を再生し、復旧を超えて新たに復興・創造していくという場面では大人の価値観も変わっていかなければならないので、そこにもケアをどうやって進めていくかという視点もぜひ組み込んでいただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

ほかにどなたか御発言はありますか。

では、松本委員。

○松本委員

では、最後に一言だけ。

白根委員が具体的なことをおっしゃっておられましたけれども、やはりこの震災の記憶の風化を防いでいく。それから、この教訓を後世に伝えていく。それは、この時代にこういった仕事をさせていただいた者として義務だと思っていますので、皆さんと一緒にこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

ほかにどなたか御発言はございますか。

では、岩淵委員、どうぞ。

○岩淵委員

いろいろとありがとうございました。本当に自分も勉強になったし、いろいろと行政とかそういうのを勉強していくことが非常に有意義だったと思います。

やはり最後に一言というのと、僕はずっと機械工学という工学分野でやってきて、一番変わったのは何かというのと、科学技術イコール工学とか自然科学ではなくて、そこに住む人間というか、社会科学があつて自然科学があるという認識を持ったことです。復興の中で自分たちも大学の中で復興に取り組んできて、あるいは被災地を見て感じるのは、やはり融合していかないと駄目なのかなと。

そういう意味で、さっきも申し上げた国際教育研究拠点の中で社会科学的な分野というものをきちんと取り組んでいかないと、多分に工学とかそういう自然科学が独走してしまうのではないかと。そういういろいろなブレーキ、ブレーキとは言いたくはないのですが、やはり協調しながら進めていくというのが、アカデミックな意味では創造的復興になったのではないかなと。それを実現しない限りまだまだなのですけれども、そういうことも復興庁がコンセプトを考える上では十分に考慮していただきたいということを期待しております。

以上です。どうもありがとうございました。

○伊藤委員長

ほかにどなたか御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応、御意見を伺うのは以上にさせていただきたいと思っております。

本日の議論を踏まえまして平沢大臣から御発言をお願いしますが、ここで報道関係者が入りますので、少しお待ちいただきたいと思っております。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長

それでは、大臣より一言御挨拶をお願いいたします。

○平沢復興大臣

ありがとうございました。

委員の先生方には、本日も大変貴重な御意見を賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

本日の委員会においては、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案について御説明し、そして、先生方からいろいろな貴重な御意見を頂いたところでございます。

今年は、東日本大震災の発災から10年となる節目の年でございます。本基本方針において、来年度からの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置づけたところでありますので、これまでの復興の理念を継承し、その実現に向け、本方針の下で取組をさらに前に進めていく所存でございます。

先ほど来聞いていまして、先生方のおっしゃることは全くそのとおりだなと。大変参考になりました。この復興は言うまでもなく、建物だけを立てて、そして、立派な物を建てたからそれで復興が終わりというわけでは全くありません。10年たちまして新しい問題も、先ほど来ございましたように人口が大きく減っているとか、あるいは心の問題とかいろいろ出てきていますので、そういったことも含めてしっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

これからの復興、特にこの復興の目的としては、被災地の皆さん方を本当に勇気づける、元気づけるものでなければなりません。被災地はこれでもかこれでもかというくらいに災害に一度ではなく二度、三度といじめられているわけございまして、そうした被災地をみんなで応援していかなければいけないと思っております。被災地の皆さん方を応援しようというその一つの意味で、先ほど来ございました国際教育研究拠点というのをつくらせていただくことにしております。まだスケジュールが分からないというお話がございましたけれども、これは新年度の予算もついておりますが、基本構想をまとめまして、できるだけ早くつくりたいということで考えていますが、つくる以上は世界的なものにしていきたいと。そして、このような機関があることが、地域の皆さん方にとって大きな誇り、自信につながるものであってほしいということで考えております。

今まで私たちは、世界中の人たちは、東北、それで福島といえば、原発とか地震、津波ということで連想づけてしまいますけれども、そうではなくて、あの研究機関のある東北、福島であると言っていたようなそういったものをぜひつくりたいと思っております。先ほど、どなたでしたか、世界が見ている復興だということを言われましたけれども、全

くそのとおりでございまして、この前、フォーリンプレスセンターで私が話をしたときも質問が相次ぎましたけれども、この復興について世界の皆さんの関心は極めて高いし、それをよく見えていますので、そういった皆さん方の期待に応えられるようしっかり頑張っていかなければいけないと思います。

また、先ほど、風化を防がなくてはならないと。ここのいろいろな教訓とかを後世に残していかななくてはならないというお話がございました。これも全くそのとおりでございまして、この教訓等をしっかりまとめてこれを残さなくてはならないということで、復興に携わった人からいろいろな話を聞いてその中から参考になることを書き留めていただいたものを、近く1～2か月の間に復興庁のホームページで紹介いたしますので、ぜひ見ていただきたいと思います。これをどんどんまとめて、できれば本にして、いろいろな反省点、教訓、ノウハウを関係者の間だけではなくて国民の間で、場合によっては世界の人たちにも共有していただきたいということで考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、委員の先生方には本当にお世話になりました。ありがとうございました。

現在の体制で御審議いただくのは、今回が最後となりますけれども、委員の皆様におかれましては、長きにわたり有益な御知見を頂いたことに対しまして深く感謝申し上げたいと思ひます。引き続き、今後とも復興の推進に向けて御指導御鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げて御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者の方々が退室しますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

本日の議事は以上でございまして、最後に事務局から報告事項があるようですのでお願ひいたします。

○開出統括官

事務局から、復興庁の標語につきまして御報告させていただきます。資料3と書いた1枚紙が入っております。今使っております標語は「新たなステージ 復興・創生へ」ということで、これは震災から5年経ったときに定めまして5年間使ってまいりました。

このたび、震災10年を機に、復興庁の職員で新しい標語を公募し投票を行いましたとこ



ろ、新しい標語といたしまして「復興・創生 その先へ」ということに決めたところでございます。復興・創生を推進し、さらに創造的復興につながるような、その先の地域の望ましい姿を追い求めるという思いなどを表したものとなっております。

本日、委員からいただきました御意見を踏まえまして関係者と連携しながら、さらに復興・創生に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

それでは、本日の委員会を終了いたします。

この後、本日の委員会の概要につきましては、私よりブリーフィングを行います。また、議事要旨を速やかに公表いたします。議事録につきましても、これまで同様1か月をめぐりに作成の上、公表いたしますので、委員の皆様におかれましては内容の確認に御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第36回「復興推進委員会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。